

「令和7年1月1日に  
改正労働安全衛生規則が  
施行されています」

# 監督署への届出・ 報告の電子化について



令和7年1月1日より、以下の手続きについて、  
電子申請が原則義務化されています。

- ・労働者死傷病報告
- ・総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- ・定期健康診断結果報告
- ・心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書
- ・有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- ・有機溶剤等健康診断結果報告
- ・じん肺健康管理実施状況報告



## 電子申請に関するよくあるご質問

### Q1 手続きのやり方がわからない

A.大まかな流れは以下のとおりです。

①右の二次元バーコードや検索エンジンからサイトにアクセスし、「帳票作成メニューへ（電子申請を利用する方はコチラ）」をクリックしてください。

②e-Govアカウントの入力を求められるため、e-Govアカウント作成時に登録したメールアドレスとパスワードを入力してください（GビズIDやGoogleアカウント等でもログイン可能）。いずれもお持ちでない場合はログインボタンの下の「e-Govアカウント登録ページへ」で登録手続きを行ってください。

③ログイン後、「帳票作成メニュー」ページに遷移するので、行いたい手続きを選択すると入力画面に切り替わります。必要事項を記載し、「内容を確認する」ボタンを押し、入力漏れがないか確認してください。エラーがなければポップアップしたウィンドウにある「申請に進む」ボタンを押してください。

④申請が完了すると、「申請結果」ページが表示され、「到達番号」が割り振られていることを確認してください。同ページの「メニューに戻る」をクリックすると「帳票作成メニュー」ページに申請が「申請案件一覧」に反映されていることを確認してください。



厚生労働省「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」



厚生労働省「電子申請サービス利用説明書」

一連の手続きについての詳細は右上の電子申請サービス利用説明書も御参照ください。

### Q2 紙の提出はできないのですか？

A.可能です。上記の手続きについては、条文上、電子申請によって行っていただくことになっていますが、行政通達により、例外的に当面の間については紙での報告も可能です。

ただし、労働者死傷病報告については、以前に使っていた紙様式（様式第23号、24号）は使用できなくなっている（法令上、存在しないことになっている）ため、右の二次元バーコードや検索エンジンから正しい様式を入手してください。



厚生労働省「労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます（令和1月1日施行）」

### Q3 義務化されていない手続き以外は電子申請できないのですか？

A.可能です。例えば特定化学物質健康診断結果報告や電離放射線健康診断、特定元方事業者の事業開始報告などが手続き可能です。

ただし、義務化されていない手続きの電子申請については右の電子印がある控えは入手できず、申請を受け付けた旨の通知があるだけですのでご注意ください。（今後、システムの改修がある予定です。）



### Q4 Q1の「内容を確認する」を押してもウィンドウが出てきません

A.入力漏れがないか確認してください。エラーがあるとウィンドウは出てこず、入力ページ上部に赤字で不足箇所の指摘がなされますので、当該箇所をご覧の上、訂正をお願いします。